

道路(境界・区域界)証明交付申請書

年 月 日

相模原市長 あて

住 所

申請者 氏 名

連絡先 (電話)

住 所

代理人 氏 名

連絡先 (電話)

国道

県道

市道

と、次の土地との(境界・区域界)証明につき、関係書類添付のうえ申請します。

1 所在地 相模原市

2 必要部数 _____ 部

添付書類

- | | | |
|-----|---------------------|----|
| (1) | 案内図 | 1部 |
| (2) | 法務局備付公図写し(3ヶ月以内のもの) | 1部 |
| (3) | 道路台帳平面図又は道路境界確定図 | 1部 |

裏面の注意事項を必ずお読みください。

【証明交付処理欄】					
納入通知番号	部 数	件 数	手 数 料	備 考 (証 明 書 添 付 書 類)	
年度	部	件	円	地積測量図	寄附道路敷実測図 狭あい道路敷実測図 道路台帳平面図 道路境界確定図
決 裁	担当課長	副主幹	担 当	合 議	公 印 使 用 承 認
備 考	証明書完成連絡日			年 月 日	証明書引渡日
					年 月 日

注 意 事 項

1. 案内図は縮尺1/1500程度とし、申請箇所は朱線にて明示してください。
2. 公図写しは、申請箇所を中心になるべく広範囲に複写し、方位・縮尺・複写年月日・写図者を記入するとともに、土地所有者名を書き込み、申請箇所を朱線にて明示して下さい。なお、複写は申請日から3ヶ月以内のものとし、サイズはA版をお願いします。
3. 道路台帳平面図及び道路境界確定図は、所管課保管の図面を複写し、申請箇所を朱線にて明示して下さい。なお、複写は申請日から3ヶ月以内のものとし、サイズはA版をお願いします。
4. 証明書は、申請日より1週間程度で発行します。
5. 手数料は、次の条例に基づき徴収されます。

相模原市手数料条例 第1条及び第2条 第9号

証明 1件につき 300円

相模原市手数料条例施行規則

第2条 第2項 第1号

ウ 土地又は建物に係る証明については、2筆又は2棟以内及び会計年度ごとに1件とする。

【相模原市内の道路に関する道路境界証明、道路幅員証明の窓口】

担当窓口	電話番号	担当路線
中央土木事務所	042-769-8375	国道129号（全線）、中央区内の県道・市道
南土木事務所	042-749-2212	南区内の県道・市道
緑土木事務所	042-775-8817	緑区内（旧相模原市内・旧城山町内）の国道413号、県道・市道
津久井土木事務所	042-780-1415	国道412号（全線）、旧津久井町内・旧相模湖町内・旧藤野町内の国道413号、県道・市道

郵送での受付は行っておりません。

ご不明な点は担当窓口までお問い合わせください